

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用（参考値）について

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定に至らなかった一部単価については、北陸地方整備局の運用として下表のとおり参考として公表いたします。

(参考値)

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

	石 工	ブロック工	タイル工
新潟県	(〈23,500〉)	(〈24,500〉)	(20,800)
富山県	24,400	25,000	20,800
石川県	24,000	25,000	21,100

※山林砂防工については、新潟県、富山県、石川県で公表単価が設定されたため本運用から除外

※ 〈 〉については、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価

※ () については、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」掲載値
国土交通省 HP

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00026.html